

平成25年11月25日
国住指第2927号

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

平成25年国土交通省告示第1057号第3号の規定に基づき国土交通大臣が認める者について
(技術的助言)

平成25年国土交通省告示第1057号第3号の規定に基づき、同告示第1号及び第2号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者について、別添のとおり認定したので、通知する。

また、貴職におかれては、貴管内市町村に対してもこの旨周知方お願いする。

認定書

平成 25 年 11 月 25 日

国土交通大臣 太田 昭宏

平成 25 年国土交通省告示第 1057 号第 3 号の規定に基づき、既存建築物の耐震診断及び耐震改修設計（以下「耐震診断等」という。）について技術的評価を行う第三者委員会（地方公共団体からの要請等を踏まえ、当該地方公共団体からの補助を受けて実施した耐震診断等又は公共建築物について実施した耐震診断等のための技術的評価を委員会の形式により実施する組織をいう。）の委員を 3 年間以上務めた者を、同告示第 1 号及び第 2 号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認める。